

【平成30年8月22日(水) 日本経済新聞掲載】

トラックドライバーの「働き方改革推進」のため
「適正な運賃・料金」のご負担に
ご理解のほどよろしくお願ひします。

荷主の
皆様

荷待ち時間、積卸し作業、
附帯業務は「有料」です。

政府も強力に推進しています。

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議にて取りまとめられた「直ちに取り組む63の施策」の中にも「**運賃・料金の適正收受**」が盛り込まれており、重要政策と位置づけられています。

国土交通省では、平成29年11月4日に標準貨物自動車運送約款を改正し「運賃」とそれ以外の「料金」を明確化しました。

運賃

(運送料)

+

料金

(荷待ち時間・積み込み・取卸し・附帯業務※)

=

支払い合計額

※附帯業務／仕分、検品、棚入れ、ラベル貼り、はい作業(倉庫等において箱等を一定の方法で正しく積み上げたり崩したりする作業)、横持ち、縦持ちなどがあります。

道民の願い
交通安全

公益社団法人 北海道トラック協会

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215 <http://www.hta.or.jp>

ホームページもご覧ください

平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価である
ことを明確化します。

改正前	運賃の範囲が不明確
改正後	運賃が運送の対価であることも明確化

運賃 (運送の対価のみ)

運送

料金 (運送以外の付帯等の対価)

積込み・取卸し

荷待ち時間

※平成29年11月の改正により運賃・料金とは別に、標準約款に「付帯業務」を明記し、標準約款に定めることと明確化されました。

② 「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。

荷待ち時間が
発生した場合には
待機時間料が
かかります

わかりました
今後は荷待ち時間が
発生しないよう
努力します

③ 附帯業務の内容をより明確化しました

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他追加する付帯業務：「検品」、「はい作業」
【はい作業(倉庫等において箱等を一定の方法で正しく積み上げたり崩したりする作業)】

標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

全日本トラック協会

都道府県トラック協会

上記は平成30年6月に作成配布したパンフレットより抜粋、縮小したものです